

○尾張旭市私立学校修学支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が交付する尾張旭市私立学校修学支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私立学校」とは、次に掲げる学校のうち、国及び地方公共団体以外の者が設置しているものをいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）並びに同法第124条に規定する専修学校（修業年限が3年の高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に限る。）（以下「小中学校」という。）

2 この要綱において「保護者等」とは、私立学校に在籍する者の保護者（学校教育法第16条に規定する者）のほか、私立学校に在籍する勤労生徒で自ら授業料を負担している者等をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、保護者等に対して次条に規定する事業に助成を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等の原則を確保し、併せて私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の補助対象事業の名称及び概要は、次の表に定めるとおりとする。

名称	補助対象事業の概要
私立学校修学支援事業	保護者等に対して、その学業に必要な資金を支給する事業

(補助事業の実施期間)

第4条の2 補助金の交付の決定に係る事業の実施期間は、当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

(交付対象者)

第5条 この補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象児童生徒」という。）の保護者等とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする学年度の10月1日（以下「基準日」という。）において、私立学校に在籍する者
- (2) 基準日において、その保護者等が本市に住所を有する者
- (3) その保護者等が別表第1に掲げる所得基準の「甲Ⅰ」、「甲Ⅱ」又は「乙」区分に該当する者又はそれに準ずる者（高等学校等の生徒にあっては、その保護者が愛知県私立高等学校等授業料軽

減事業別表第1に掲げる所得基準の「甲」又は「乙」区分に該当する者)

- 2 前項の規定にかかわらず、対象児童生徒が高等学校等の専攻科又は別科に在籍するときは、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象経費)

第6条 この補助金の補助対象経費は、私立学校に在籍する児童生徒に係る学業に必要な経費とする。

(補助金の額)

第7条 この補助金の額は、別表第2に掲げる区分に応じた額とする。

- 2 対象児童生徒に保護者等の扶養親族であり、基準日における年齢が23歳未満である兄・姉がいる場合は、前項の額に別表第3に定める額を加算する。

(交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書兼請求書(高等学校等の生徒の場合は第1号様式、小中学校の児童生徒の場合は第2号様式)を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請者に対し、交付対象者の資格等を確認するため必要な資料の提出を求めることができる。

(交付決定)

第9条 市長は、補助金交付申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査の上、補助の可否を決定し、補助金交付決定通知書(第3号様式)又は補助金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、補助金交付決定後、速やかに申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金を受けた者があるときは、その者が既に受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1 (第5条関係)

区分	所得基準
甲Ⅰ	県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が非課税の世帯
甲Ⅱ	課税所得額(課税標準額)に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額(政令指定都市は当該額の4分の3を乗じた額)を控除した額(以下「算定基準額」という。)が212,700円未満の世帯
乙	算定基準額が270,300円未満の世帯

別表第2 (第7条関係)

区分	1人当たり補助額(年額)
別表第1の所得区分「甲Ⅰ」	18,000円
別表第1の所得区分「甲Ⅱ」	15,000円
別表第1の所得区分「乙」	12,000円

別表第3 (第7条関係)

区分	1人当たり補助額(年額)
別表第1の所得区分「甲Ⅰ」、「甲Ⅱ」及び「乙」	5,000円

第1号様式（第8条関係）

（高等学校等用）

尾張旭市私立学校修学支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所 尾張旭市
 （保護者等）
 氏 名
 電話番号

私は、 年度分の補助金を受けたいので尾張旭市私立学校修学支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり申請します。

なお、世帯の 年度住民税課税状況の「所得割非課税世帯」に☑の場合、補助金交付決定に必要なとなる公簿の閲覧について同意します。

対象生徒	氏 名					
	生 年 月 日					
	学 校 名 及 び 課 程					
	生徒の学科、学年、組					
	申請者からみた続柄					
学校証明欄	上記の対象生徒は、本年10月1日現在本校に在学していることを証明します。					
	上記の対象生徒は、今年度の愛知県私立高等学校等授業料軽減事業における 甲 乙 の区分により軽減決定を受けている対象者であることを証明します。 ※該当する区分に○を付してください。					
	年 月 日					
		学校名		印		
世帯の 年度		□所得割非課税世帯 □それ以外				
住民税課税状況						
扶養親族であり、 23歳未満である 対象生徒の兄・姉	続柄	氏 名	生年月日	職業、学校名・学年等	備考	

補助金の支払については、下記の口座へ振り込んでください。

金融機関名	銀行	本店	預金種目	1	普通
	信用金庫			支店	
	農協	出張所			
口座番号	フリガナ				
	口座名義人				

※振込口座は、申請者本人名義の口座としてください。

第2号様式（第8条関係）

（小中学校用）

尾張旭市私立学校修学支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住 所 尾張旭市
 （保護者等）
 氏 名
 電話番号

私は、 年度分の補助金を受けたいので尾張旭市私立学校修学支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり申請します。

なお、補助金交付決定に必要なとなる公簿の閲覧について同意します。

対象児童生徒	氏 名				
	生 年 月 日				
	学 校 名				
	児童生徒の学年、組				
	申請者からみた続柄				
学校証明欄	上記の対象児童生徒は、本年10月1日現在本校に在学していることを証明します。				
	年 月 日				
	学校名 学校長	印			
扶養親族であり、 23歳未満である 対象生徒の兄・姉	続柄	氏 名	生年月日	職業、学校名・学年等	備考

補助金の支払については、下記の口座へ振り込んでください。

金融機関名	銀行	本店 支店 出張所	預金種目	1 普通
	信用金庫 農協			2 当座
口座番号	フリガナ			
	口座名義人			

※振込口座は、申請者本人名義の口座としてください。

第3号様式（第9条関係）

尾張旭市私立学校修学支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名

尾張旭市長 印

先に申請のありました 年度分尾張旭市私立学校修学支援事業補助金
については、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

児童生徒氏名	
交付金額	

第4号様式（第9条関係）

尾張旭市私立学校修学支援事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名

尾張旭市長 印

先に申請のありました 年度分尾張旭市私立学校修学支援事業補助金
については、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

児童生徒氏名	
不交付理由	

第1号様式（第8条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第9条関係）